

# 事後審査事案の傾向・事例

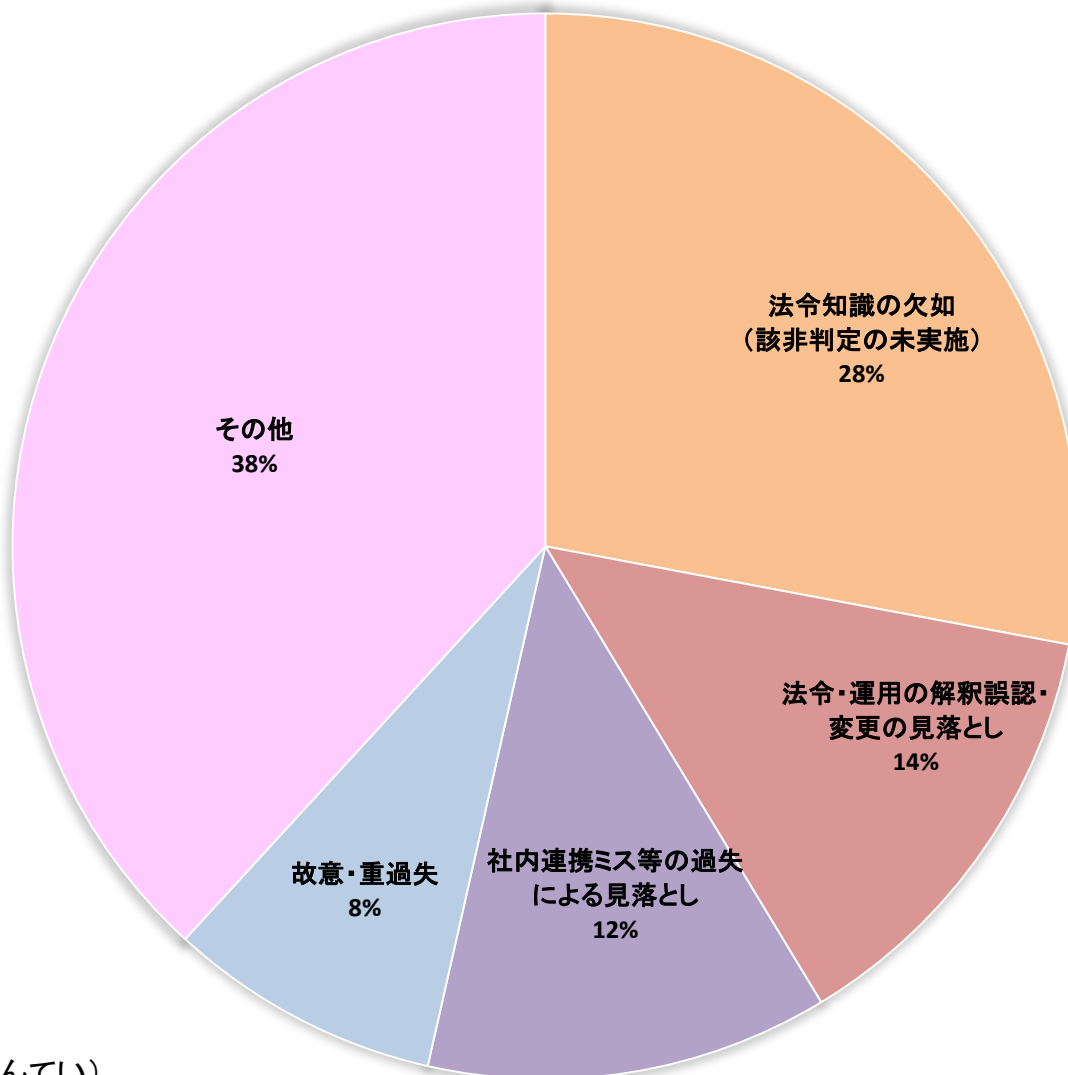
(輸出貿易管理令別表第2及び輸入貿易管理令に基づく輸出入承認の事後審査)

令和元年8月  
経済産業省 貿易経済協力局  
貿易管理部 貿易管理課

1. 違反原因・貨物の傾向
2. 違反原因別の事例の概要
3. 違反事例(貨物・取引等の別)
  - (1) 少額特例違反
  - (2) 麻薬等原材料(エチルメチルケトン、トルエンやアセトン等を一定割合以上含有する製品)
  - (3) ワシントン条約規制貨物(輸出(①ピアノ、②化粧品)、輸入(③皮革製品、④楽器、⑤ラン))
  - (4) いわゆる迂回輸出入(①迂回輸出(仕向地)、②迂回輸入(原産地、船積地域))
  - (5) その他(①放射性同位元素含有製品、②皮革等の委託加工、③インターネット売買・個人輸入、  
④インターネット売買・個人経営、⑤特定有害廃棄物)

※輸出貿易管理令別表第1等の輸出許可にかかる事後審査については、「[安全保障貿易管理HP](#)」を参照。  
※青文字下線の箇所は関係Webサイトにリンクが設定してあります。

# 1. 違反原因の傾向(2014年4月～2019年3月)

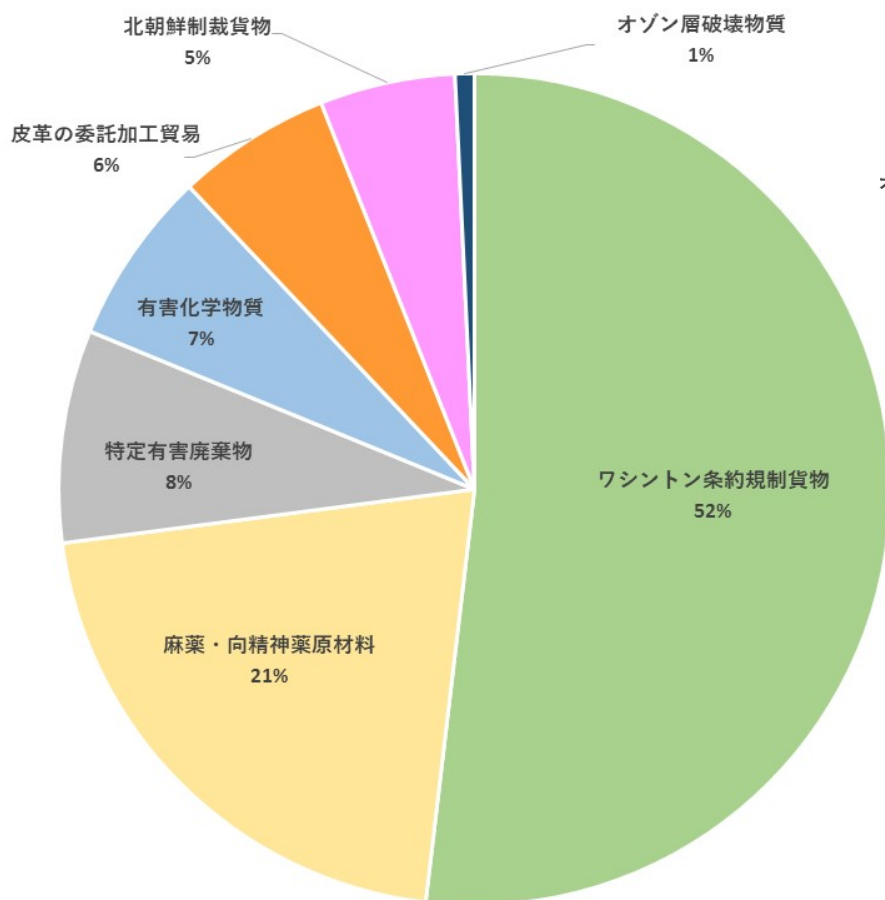


貿易管理課調べ

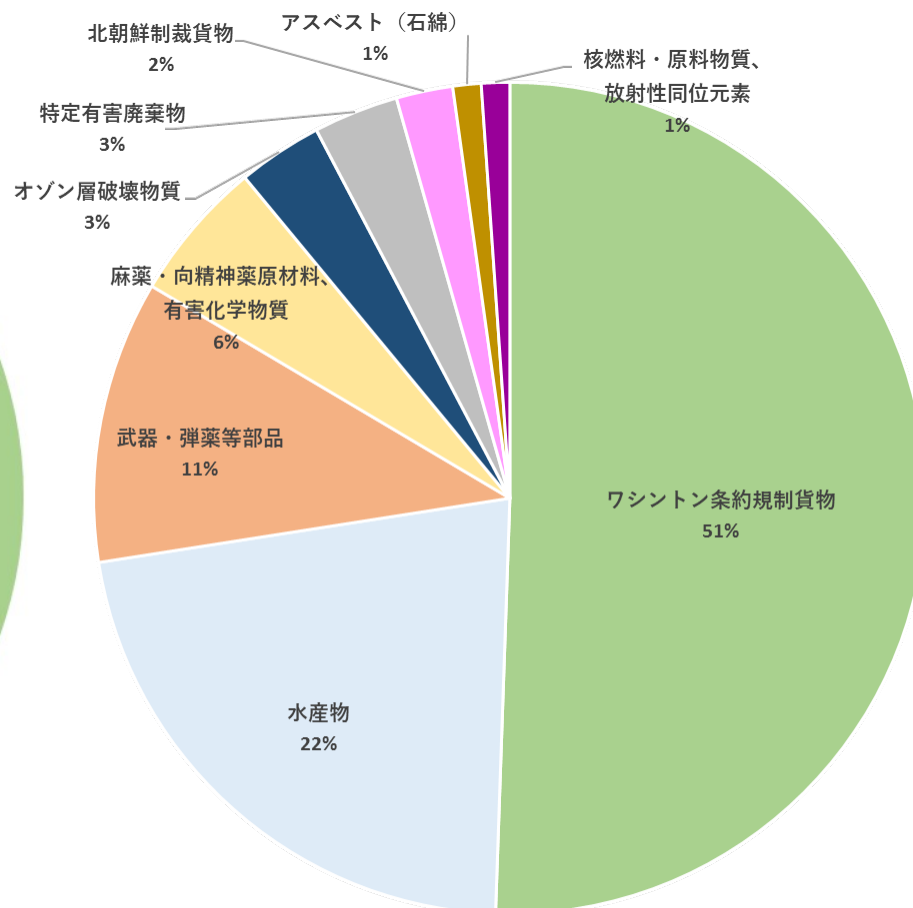
(注) 該非判定(がいひはんてい)  
輸出入しようとする貨物が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

# 1. 違反貨物の傾向(2014年4月～2019年3月)

輸出



輸入



## 2. 違反原因別の事例の概要

### (1) 法令知識の欠如（該非判定未実施）

事例の概要	補足
<p>・従来と異なる種類の塗料を輸出することになったが、<u>その成分等を確認することなく漫然と輸出した</u>。当該塗料はロッテルダム条約で規制している〇〇が含まれていたため、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・<u>新たに輸出入する場合には、必ずその製品が規制貨物か否かの確認が必要</u>です。（該非判定） ・メーカー等からその製品の情報を取得して（化学物質の場合はSDS（安全データシート）の入手等）自ら確認することが重要です。</p>
<p>・初めて△△を輸出することになったが、何らかの手続きが必要であれば、通関手続きを依頼した<u>通関業者等から、指示や指摘があるものと思い込み、自社で法令確認・該非判定を行わず輸出した</u>。△△には、モンリオール議定書で規制されている〇〇が含まれていたため、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・運送や輸出入の手続きを他社に依頼する場合でも、<u>輸出入者が責任をもって法令確認を行う必要があります</u>。無承認輸出入の場合には、手続きを行った通関業者でなく、輸出入者が外為法違反に問われます。</p>

(注) 規制貨物

輸出貿易管理令や輸入貿易管理令に基づき、輸出入に際し承認等が必要な貨物。

## (2) 法令・運用の解釈の誤認

事例の概要	補足
<p><b>&lt;少額特例の解釈&gt;</b>            ・硫酸(濃度98%、輸出統計品目表第28・07項)の輸出に際して契約額は30万円超だったが、<b>分割輸出すると個々の税関申告額が30万円以下となるので少額特例が適用できると誤認し</b>、輸出承認を得ることなく輸出した。少額特例が適用されるか否かを判断する額は契約額なので、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・規制貨物でも輸出貿易管理令別表第7により一定の契約額以下の場合には輸出承認が不要の場合があります(本資料3(1)①参照)。  <b>・輸出を分割し税関申告額が一定額以下なら少額特例が適用できると誤認し、違反</b>となり、税関の事後調査で発覚通報されるケースが散見されます。</p>
<p><b>&lt;手続誤認&gt;</b>            ・ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種を原材料とする製品をA国から輸入することになったが、<b>手続が必要なのは輸出国のA国のみで、輸入国の日本では手続が不要だと誤認して</b>輸入した。日本でも、税関で輸出国管理当局の発行したCITES許可書の通関時確認が必要だった。</p>	<p><b>・輸入国、輸出国それぞれの法令に従った手続を行う必要があります。</b>            ・ワシントン条約で規制されている貨物を輸入する際には、輸出国管理当局からCITES許可書を取得するだけでなく、日本でも附属書の区分等により、輸入承認、事前確認又は通関時確認が必要です。</p>

(注)CITES(\*)許可書(さいてすきよかしよ)  
 ワシントン条約に基づく輸出許可書等。

(\*)CITES:  
 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

### (3) 法令・運用の変更の見落とし

事例の概要	補足
<p>・製品を初めて輸出したX年前には該非判定を行い、<u>非該当だったので、非該当品として輸出を継続していたが、X年X月に□□条約が改正され、外為法規制貨物となったことに気づかず、無承認で輸出してしまった。</u></p>	<p>・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等により、法令・運用が改正され<u>規制貨物に変更・追加</u>されることがあります。<u>定期的もしくは輸出入の都度<sup>(注)</sup>、最新の法令、規制内容を確認する必要があります。</u>(「<a href="#">貿易管理HP 新着情報一覧</a>」等を参照)</p>
<p>・従来より△△を、<u>税関での通関時確認を受けて輸入していたが、X年X月から経済産業大臣の事前確認が必要となったことに気づかず、適切な確認を受けずに輸入してしまった。</u></p>	<p>・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等に伴う法令・運用の改正により、<u>輸出入承認の手続きが変わる</u>場合があります。<u>定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認する必要があります。</u>(「<a href="#">貿易管理HP 新着情報一覧</a>」等を参照)</p>

(注)

例えば、国際連合安全保障理事会決議に基づく貿易制限措置などは、その措置内容の公布から実施(施行)までの期間が短い場合がありますのでご注意ください。

## 3(1)①. 違反事例(少額特例)

- ・ 輸出貿易管理令別表第2の輸出承認が必要な貨物の輸出であっても、下記別表第7のとおり、契約額によっては少額特例が適用されて輸出承認を得る必要がない場合があります。
- ・ しかし、誤った解釈により少額特例が適用されると誤認して輸出承認を得ずに輸出してしまい、違反(無承認輸出)となるケースが少なくありませんので、ご注意ください。(違反事例3(1)②～⑤及び「[貿易管理HP 麻薬又は向精神薬原材料等の輸出に関するFAQ](#)」を参照)

<輸出貿易管理令第4条第3項(抄)>

第2条第1項第1号(輸出の承認)の規定は総価額が別表第7に掲げる貨物の区分に応じ、同表に掲げる金額以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

<別表第7(抄)>

貨物の区分	少額特例対象品目	金額
別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン)、塩化水素の水溶液(塩酸)、トルエン、硫酸	30万円
別表第2の19及び33の項の中欄に掲げる貨物	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第2条第1項に規定する血液製剤、うなぎの稚魚	5万円
別表第2の30及び34の項の中欄に掲げる貨物	しいたけ種菌、冷凍のあさり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、はまぐり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、いがい(仕向地がアメリカ合衆国のもの)	3万円

## 3(1)②. 違反事例(少額特例)

違反事例①: 総価額(契約額)か輸出額(税関申告額)か  
エチルメチルケトン(別表第2の21の3の項)を45万円分受注し、船積の都合で  
20万円分と25万円分の2回に分けて輸出することになった。1回の輸出額(税関  
申告額)が30万円以下だったので、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 少額特例が適用されるか否かを判断する金額は、各輸出額(税関申告額)ではなく、総価額(契約額)です。
- 事例のように分割して輸出する場合で、各輸出額(税関申告額)が30万円以下でも、総価額(契約額)が30万円を超える場合は、輸出承認が必要です。
- 逆に、輸出承認を取得した場合には、有効期限内なら何回にも分けて輸出できます。事例の場合、契約全体(45万円分)の輸出承認を取得すれば、その後15万円分、15万円分、15万円分等、何度にも分けて輸出可能です。
- なお、少額特例は特定の貨物のみ適用されているもので、少額特例が適用される額も、貨物によって30万円、5万円、3万円と各々定められていますので、ご注意ください。(本資料3(1)①または輸出貿易管理令別表第7参照)



## 3(1)③. 違反事例(少額特例)

違反事例②: 総価額に送料を含めるか否か

トルエン80%含有の製品(別表第2の21の3の項)を29万円受注し、輸出することとなった。当該貨物の輸出に要する送料が2万円であり、輸入者からは31万円を受け取ったが、貨物の価格が30万円以下だったので、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 少額特例が適用されるか否かを判断する金額は、貨物の価格自体ではなく、総価額です。
- 総価額とは、輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額です。
- したがって、事例のように貨物価格が30万円以下であっても、輸出者が取得する合計金額が30万円を超える場合は、輸出承認が必要です。

### ○輸出貿易管理令の運用について(輸出注意事項62第11号)

#### 1-1 (5)総価額の取扱い

輸出令第4条第1項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

(イ) 略

(ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、当該貨物に係る輸出貨物代金(輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額(当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額(その金額が妥当なものに限る。))を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額))をいう。

## 3(1)④. 違反事例(少額特例)

違反事例③: 外貨建て契約の場合の円貨への換算

アセトン55%含有の製品(別表第2の21の3の項)を3,000米ドル分受注した。輸出日の実勢相場が1米ドル=99円だったので、 $3,000 \text{米ドル} \times 99 \text{円} = 297,000 \text{円}$ となったため、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 外貨建ての円貨への換算は、「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について(平成12・12・15貿局第3号)」に基づき「日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」で行います。
- また、輸出日の同換算率ではなく、「契約締結日の属する月に適用される換算率により、円貨へ換算してください。
- 違反事例③の場合、「契約締結日属する月の換算率が1ドル=101円の場合、 $3,000 \text{ドル} = 303,000 \text{円}$ となり、輸出承認を受けなければなりません。

## 3(1)⑤. 違反事例(少額特例)

### 違反事例④:

1つの輸出契約内における複数の貨物の金額が、トルエン60%の混合物が25万円、アセトン70%の混合物が20万円となっている。それぞれの貨物の金額が30万円以下となっているため、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 少額特例は、1つの輸出契約内における規制貨物の合計額が30万円以下の場合に適用となります。
- この事例の場合、個々の貨物の金額が30万円以下であったとしても、規制貨物の総額が30万円を超えるため、輸出承認を受けなければなりません。
- 一方、契約額は30万円を超えているが、規制貨物の総額が30万円以下の場合、輸出承認申請は不要です。

(例) 契約額100万円(内訳: 規制対象貨物10万円、規制対象外貨物90万円)

## 3(2). 違反事例(麻薬等原材料(輸出))

### 違反事例⑤:

海外の関係会社から製造方法について相談を受け、自社の製造工程で使用している試薬を推薦し、輸出することになった。初めての輸出だったが、試薬の成分や法令を確認することなく輸出してしまった。当該試薬には無水酢酸が含有されており、輸出承認が必要だった。

- 貨物別の違反では、麻薬等原材料(別表第2の21の3の項)の無承認輸出の割合は高く、直近5年間の違反事案総数の約2割となっています。
- 違反事例の多くは、法令知識の欠如(輸出規制があることを知らず、成分の把握や該非判定を行っていなかった)によるものです。輸出者が認識していなくても、貨物に麻薬等原材料に指定されている成分が含まれていることがあります。
- 新たに輸出を始める製品には、規制貨物ではないか(規制物質が含有されていないか)、メーカー等から製品の情報(SDS等)を入手し、確認することが重要です。
- 規制の概要、手続きは「[貿易管理HP 麻薬又は向精神薬の原材料等の輸出](#)」を参照。
- なお、麻薬等原材料の場合、麻薬及び向精神薬取締法により、別途、輸出入を業として行う旨の届出や、貨物によっては輸出入の都度の手続が必要な場合がありますので、注意が必要です。

(参考)「[厚生労働省 地方厚生局 麻薬取締部 麻薬取締官](#)」Webサイト

## 3(3)①. 違反事例(ワシントン条約(輸出)-ピアノ)

### 違反事例⑥:

所有していたピアノを自分では使用しなくなったため、海外に住む親族へ譲り渡すことにした。手続きについてよくわからなかったので、通関業者を通じ、輸出手続きを行ったが、輸入国の税関においてワシントン条約規制対象貨物との疑いがあるとして輸入通関出来なかった。調査の結果、白鍵部分にワシントン条約附属書 I 掲載種の象牙が使用されていることがわかった。

- ワシントン条約規制対象貨物を輸出する場合には、附属書の区分等により日本国管理当局からワシントン条約に基づくCITES許可書の発行を受けるとともに、経済産業大臣の輸出承認を受ける必要があります(特例に該当する場合を除く)。
- また、ワシントン条約附属書 I 掲載種は商業目的の国際取引は原則禁止されていますが、例外的に、以下の場合は取引が認められます。
  - 学術研究目的のもの(事前の輸入許可証の取得も必要です。)
  - 共同保護計画に基づくもの
  - 繁殖施設において人工繁殖したもの(動物にあつては登録した施設)
  - 条約適用前に取得したもの
  - サーカスなどの移動展示
- 象牙の取引については国際的に問題視されていることから、違法な象牙の国内取引を防止するための管理制度の創設を行い、その適切な運用に努めています。  
「[経済産業省HP 象牙等はルールを守って取引しましょう!](#)」を参照。

## 3(3)②. 違反事例(ワシントン条約(輸出)ー化粧品)

### 違反事例⑦:

日本で市販されている化粧品(最終製品)を仕入れ、輸出することになった。当該化粧品にアロエが含まれていること、特定のアロエはワシントン条約附属書に掲載されており、輸出貿易管理令において規制されていることは知っていたが、当該製品は日本国内で広く販売、使用されているものなので輸出しても問題ないと思いきみ、十分な成分・材料の確認を行わず輸出した。実際にはキダチアロエ(附属書Ⅱ)が使用されており、輸出承認等が必要だった。

- アロエ属全種は、ワシントン条約附属書Ⅱに掲載されており、輸出入には承認等の手続きが必要です。品種によっては、附属書Ⅰに掲載され、より厳しい規制がなされているもの、逆にアロイ・ヴェラ(アロエベラ)のように、規制対象外となっているものもあります。成分・材料を正確に把握し、適切に該非判定を行う必要があります。
- 事例のキダチアロエ(附属書Ⅱ)含有の化粧品を輸出する場合には、経済産業大臣の輸出承認を受け、ワシントン条約に基づくCITES許可書を取得する必要があります。
- この他、ラン、サボテン、キャビアエキス等を成分・材料として使用した化粧品の輸出入で違反する事例が散見されますので、注意が必要です。
- なお、化粧品等に使用されているキャンデリラワックス(エウフォルビア・アンティスユフィリティカ:トウダイグサ属:附属書Ⅱ)は、平成22年6月23日から小売取引用に包装された完成品に限り、規制対象外となっております。
- ワシントン条約の輸出手続きについては、「[貿易管理HP ワシントン条約関連貨物の輸出](#)」を参照。

### 3(3)③. 違反事例(ワシントン条約(輸入)ー皮革製品)

#### 違反事例⑧:

日本から一時的に出国し、海外で革製品を購入し、日本に携帯品として輸入することになった。実際には当該革製品にはワシントン条約附属書 I に掲載されているシャムワニの革が使われていたが、素材に何が使われているか特に確認せずに日本に持ち込んだ。輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入国である日本において、事前に輸入承認を受けなければならなかった。

- ワシントン条約規制貨物を輸入する場合は、輸出国当局からワシントン条約に基づくCITES許可書の発行を受けるとともに、日本に輸入する際には附属書の区分等により輸入承認、事前確認、通関時確認を経て輸入する必要があります。
- 事例のように、ワニ・ヘビ・トカゲ等の革を使用した製品の中には、ワシントン条約附属書に掲載されている種の素材が使用されている可能性があります。素材を確認して、該非判定及び必要な手続きを行う必要があります。(※)
- なお、附属書 I 掲載種は、一部の例外を除き、商業取引は禁止されています。

※ 日本から一時的に出国して入国する者が携帯して輸入する貨物については、手続きが不要の場合があります。(「[輸入貿易管理令第14条ただし書の経済産業大臣が定める場合](#) (平成27年経済産業省告示第160号)参照)

## 3(3)④. 違反事例(ワシントン条約(輸入)ー楽器)

### 違反事例⑨:

海外メーカーからローズウッドを使用した楽器を購入し、日本に輸入することになった。数年前に全く同じ楽器を輸入したことがあり、問題無く輸入通関出来たため、手続きについて特に確認をしなかった。ローズウッドはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているため、輸入に際し手続きが必要な貨物であった。

- 平成29年1月2日より、ローズウッドがワシントン条約附属書Ⅱに掲載され、規制対象となりました。
- ワシントン条約附属書Ⅱ規制対象種を輸入する場合、原産国や船積地域によって手続きが異なる場合がありますので、最新法令を確認し、必要な手続き(事前確認・通関時確認)を経て輸入を行ってください。なお、ブラジリアンローズウッド(ハカランダ)は附属書Ⅰに掲載されており、一部の例外を除き、商業取引は禁止されています。

「[貿易管理HP 新着情報一覧](#)」「[貿易管理HP 特定国原産 該当リスト](#)」を参照。



## 3(3)⑤. 違反事例(ワシントン条約(輸入)ーラン)

### 違反事例⑩:

海外の展示会でワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のランを購入し、日本に輸入することになった。寒さに弱い種であったことから、出荷の見合わせを輸出者へ依頼した。その後、輸送に適する気候となったため、改めて出荷を依頼したが、輸出者が取得していたCITES許可書の有効期限が切れていたことに気がつかず、輸入通関を行った。

- CITES許可書には有効期限が設定されています。事例のような違反を回避するためには、あらかじめ輸出者よりCITES許可書の写しを入手し、有効期限を確認してから、輸入を行うことが望ましいです。
- ワシントン条約の輸入手続きについては「[貿易管理HP ワシントン条約規制対象貨物の輸入](#)」を参照。
- ワシントン条約の規制の概要や法令の改正情報については、「[貿易管理HP ワシントン条約\(CITES\)](#)」を参照。

## 3(4)①. 違反事例(いわゆる迂回輸出(仕向地))

### 違反事例⑪:

北朝鮮在住の知人から注文を受け、日用品を中国を経由して北朝鮮に輸出することになった。中国到着以降の手配は知人に任せていたので、中国向けに輸出すると税関へ輸出申告し、輸出許可を受け輸出した。

当該輸出の仕向地は北朝鮮であり、北朝鮮を仕向地とする輸出は全面禁止とされているため、本来は輸出できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、原則として、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、外為法の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止しています。
- 外為法上の「仕向地」とは、輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は領域を指します。  
([輸出貿易管理令の運用について\(輸出注意事項62第11号\)](#)別表第3の1-4-1「仕向地」参照)
- 事例のように、最終的に北朝鮮に貨物が陸揚げされることを認識している場合、仕向地は北朝鮮であり、第三国を経由する場合であっても外為法違反(無承認輸出)になります。
- 第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出については、その防止・取締のため、経済産業省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- 北朝鮮にかかる輸出入の最新情報は「[貿易管理HP 対北朝鮮制裁関連](#)」を参照。

## 3(4)②. 違反事例(いわゆる迂回輸入(原産地、船積地域))

### 違反事例⑫:

中国で開催された商談会で、中国の企業から紹介を受けた北朝鮮産の水産物の購入を決め、中国を經由して日本に輸入した。

当該貨物の原産地は北朝鮮であり、北朝鮮を原産地又は船積地域とする輸入は全面禁止とされているため、本来は輸入できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、原則として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、外為法の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止しています。
- 外為法上の「原産地」とは、当該貨物の生産、製造又は加工の行われた場所の属する国又は地域を指します。「船積地域」とは、原則、現実に貨物の船積の行われた港の属する国又は地域をいい、輸入者が指定し、船荷証券に記載された船積港を認定の基準とします。(「[輸入注意事項34第10号\(34.2.16\)](#)」参照)
- 事例のように、仮に中国において貨物の積替、検品、パッケージ等を行ったとしても(船積地域が中国の場合でも)、当該貨物の原産地は北朝鮮であり、外為法違反(無承認輸入)になります。
- 第三国を經由した北朝鮮からの迂回輸入については、その防止・取締のため、経済産業省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- 北朝鮮にかかる輸出入の最新情報は「[貿易管理HP 対北朝鮮制裁関連](#)」を参照。

## 3(5)①. 違反事例(放射性同位元素含有製品)

### 違反事例⑬:

ガスタービン点火装置の部品を輸入することになった。この部品には放射性同位元素が含まれており、輸入に際しては輸入通関時に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「障防法」という。)に規定する許可証の写しを税関に提出する必要があったが、それを提出することなく輸入した。

- 障防法第二条第二項に定める放射性同位元素が含まれる貨物を輸入する際には、
  - イ. 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあつては、障防法第九条第一項に規定する許可証の写し
  - ロ. 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあつては、届出を行ったことを示す証明書

を輸入通関する際に税関に提出しなければなりません。

- また、当該貨物を商社等が輸入する場合、自らが使用していない場合であっても、輸入者が販売届出を行い、その写しを税関に提出しなければならないため、注意が必要です。
- 障防法における規制については、「[原子力規制委員会HP:放射線障害防止法とは](#)」を参照。

## 3(5)②. 違反事例(皮革等の委託加工貿易)

### 違反事例⑭:

日本国内で天然皮革のボール(球技用具)を製造・販売をしていたが、日本から加工原材料(天然皮革)を輸出し、X国でボールを製造して、日本に輸入販売することに切り替えることになった。特に法令を確認せず輸出を開始した。輸出を開始する前に委託加工貿易契約の輸出承認を取得する必要があった。

- ・ 下記①の加工原材料を輸出して、海外で下記②の指定加工を行い、当該加工品を日本に輸入する場合(皮革等の委託加工貿易)は、輸出承認が必要です。
  - ①加工原材料:皮革(原毛皮及び毛皮を含む)及び皮革製品の半製品
  - ②指定加工:革、毛皮、皮革製品(毛皮製品を含む)及びこれらの半製品の製造
- 靴、カバン、財布、革製衣類、ボール(球技用具)などの皮革製品を国内から海外製造に切り替える場合に、本規制を認識せず、無承認で輸出してしまう例が散見されます。
- なお、契約に基づき輸出する加工原材料の総額(皮革だけでなく、部材(皮革製品の半製品)の価格も含む)が100万円以下の場合には、少額特例により輸出承認は不要です。(船積ごとの加工原材料の金額(税関申告額)ではありませんので、注意してください。)
- 少額特例に該当する場合であっても、ワシントン条約附属書掲載種の皮革等の輸出を行う場合には、ワシントン条約附属書掲載種の輸出としての輸出承認を受けなければなりません。
- 規制の概要、手続きは「[貿易管理HP 委託加工貿易\(革、毛皮、皮革製品等\)](#)」を参照。

## 3(5)③. 違反事例(インターネット売買・個人輸入)

### 違反事例⑮:

海外製品の輸入販売を行っている個人事業者が、海外のインターネットサイトを利用して二胡を購入し、外国から直接自宅あてに国際郵便等で送付してもらうことになったが、輸入に係る法令、手続きについて特に確認しなかった。二胡にはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているニシキヘビの革が使用されており、輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入時に日本の税関において通関時確認を受ける必要があった。

- 個人や個人事業者であっても、外為法の規定に基づく承認等が必要な貨物であるかどうか、輸入者として責任を持って法令確認し、法令に従った輸入手続きを行う必要があります。
- 購入(輸入)しようとする物がワシントン条約附属書掲載種であるか否か、該当する場合は商業取引が可能なものか等を予め確認するとともに、販売者(輸出者)に対し、CITES許可書を取得した上での販売であるか、適切な輸入手続きを行うことができる発送方法であるか等を確認する必要があります。
- 例としてワシントン条約規制貨物を取り上げていますが、その他の輸入規制貨物を外国から購入・輸入する(自分宛てに国際郵便等で配達される)場合についても、同様に輸入者として法令に従った輸入手続きを行わなければなりません。
- 輸入規制貨物、手続きは、「[貿易管理HP 輸入承認対象貨物一覧](#)」を参照。

## 3(5)④. 違反事例(インターネット売買・個人経営)

### 違反事例⑯:

海外向けインターネット販売を行っている個人事業者が、海外から注文のあった時計を外国の注文者の自宅あてに国際郵便等で送付することになったが、輸出に係る法令、手続きについて特に確認しなかった。当該時計にはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているアリゲーターの革が使用されており、輸出承認証及びCITES許可書を取得する必要があった。

- 個人や個人事業者であっても、外為法の規定に基づく承認が必要な貨物であるかどうか、輸出者として責任を持って法令確認し、法令に従った輸出手続きを行う必要があります。
- 販売(輸出)しようとする物がワシントン条約附属書掲載種であるか否か、該当する場合は商業取引が可能なものか等を予め確認する必要があります。
- 例としてワシントン条約規制貨物を取り上げていますが、その他の輸出規制貨物を外国へ輸出する場合についても、同様に輸出者として法令に従った輸出手続きを行わなければなりません。
- 輸出規制貨物、手続きは、「[貿易管理HP 輸出承認対象貨物一覧](#)」を参照。

## 3(5)⑤. 違反事例(特定有害廃棄物)

### 違反事例⑰:

使用済み電子機器をリユース目的で香港へ輸出を行ったが、香港当局よりバーゼル条約で規制する有害廃棄物であるとしてシップバックされた。輸出した電子機器の検査を行ったところ、通電しないものが多く見受けられ、それらを分析した結果、既定値を超える鉛とアンチモンが検出された。

- 使用済み電子機器をリユース目的で輸出する場合には、当該貨物が再利用可能な状態であるか、輸出を行う前に確認を行うことが必要です。
- バゼル条約の国内担保法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」があり、特定有害廃棄物を輸出する際には、外為法に基づく輸出承認(輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認等)、移動書類の携帯等の義務を規定しています。
- 特定有害廃棄物の輸出については、「貿易管理HP 特定有害廃棄物等の輸出入管理」を参照。
- なお、平成30年10月1日より、香港を輸出の仕向地又は経由地としてモニターを輸出する場合は、リユース目的であっても外為法の輸出承認が必要となりました。